

個人住民税の特別徴収（給与天引き）に関するQ & A

1 制度について

問1：個人住民税の「特別徴収（給与天引き）」とはどのような制度ですか？

答1：個人住民税の特別徴収（給与天引き）とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から、個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を天引きして、その従業員に課税した市町村へ納入していただく制度です。（地方税法第321条の3、第321条の4、第321条の5）

問2：すべての事業主（給与支払者）が個人住民税を特別徴収（給与天引き）しなければならないのですか？

答2：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが法律（地方税法第321条の4及び市町村条例）により義務付けられています。

市町村は、毎年4月1日において従業員（納税義務者）に給与の支払いをする事業主で、所得税の源泉徴収義務がある事業者を、市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないとされています。具体的には、毎年5月31日までに、各市町村から事業主に対して、特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨の通知を行い、特別徴収義務者として指定することになります。

各市町村から特別徴収義務者に指定された事業主は、従業員に給与を支払う際に、個人住民税を特別徴収（給与天引き）して市町村へ納入していただく必要があります。

（地方税法第321条の5）

問3：「特別徴収（給与天引き）」の対象となる人はどういう人ですか？

答3：地方税法の規定では、次の①②いずれにも該当する人が特別徴収（給与天引き）の対象となります。

- ① 前年中に給与の支払いを受けた人
- ② 当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている人

（地方税法第321条の3）

問4：パートやアルバイトの従業員も特別徴収（給与天引き）しなければならないのですか？

答4：パートやアルバイトの従業員であっても、答3に該当する場合は特別徴収（給与天引き）しなければなりません。

ただし、今回の県内一斉実施に当たっては、以下に該当する場合は、当分の間、特別徴収の対象から除外（普通徴収（個人納付））することもできます。

A 受給者総人員が2名以下の事業所

（他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、下記B～Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。）

B 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）

C 毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方

D 給与が毎月支給されていない方（不定期受給）

E 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）

F 退職された方又は5月31日までに退職予定の方

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

G 特別徴収実施のために電算システムの改修が必要な事業所

※上記A～Gのほか給与所得が各市町村の非課税基準以下の場合は、特別徴収の対象とならない場合があります。（市町村が給与支払報告書により決定します。）

問5：従業員から普通徴収にしてほしいと言われている。これまでは、「特別徴収（給与天引き）」と「普通徴収（個人納付）」とを選択できる（選択制）と思っていたのですが・・・？

答5：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）しなければならないことになっています。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度は以前から地方税法で定められており、事業主や従業員個々の希望により「普通徴収（個人納付）」を選択することができる制度ではありません。

問6：従業員は家族だけなので特別徴収（給与天引き）しなくていいですか？

答6：所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが法令により義務付けられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります。（地方税法第321条の4）ただし、今回の県内一斉実施に当たっては、専従者給与が支給されている方は、当分の間、特別徴収の対象から除外（普通徴収（個人納付））することもできます。

**問7：従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？
毎月納めるのが面倒なのですが。**

答7：従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。（地方税法第321条の5の2）

問 8 : 「納期の特例」を利用すれば、毎月の給与から住民税を天引きしなくてもよいのですか？

答 8 : 「納期の特例」は、特別徴収（給与天引き）した個人住民税を年 2 回にまとめて納めることができる制度ですが、毎月の給与からの天引きは通常どおり行っていただく必要があります。給与から天引きをした個人住民税を預かっていただき、年 2 回に分け納入してください。

なお納期の特例を受けるためには、各市町村にあらかじめ承認申請書を提出する必要がある、申請書を提出した月の翌月末までに、各市町村から書面により承認又は却下について通知されます。納期の特例が認められるのは、申請月の翌月分からとなります。

問 9 : 「特別徴収（給与天引き）」のメリットはなんですか？

答 9 : 普通徴収（個人納付）では年 4 回の支払いですが、特別徴収（給与天引き）では年 1 2 回に分割して毎月の給与から天引きされますので、従業員の方の 1 回あたりの負担感が緩和されます。

また、事業所がまとめて納入することで、従業員の方が個々に金融機関や市町村役場等の窓口へ納めに行く手間が省ける上、納め忘れの心配が無くなります。

2 手続きについて

問 10 : 「特別徴収（給与天引き）」への切り替えにはどのような手続が必要なのですか？

答 10 : これまで特別徴収（給与天引き）をされたことのない事業所についても、従前どおり、毎年 1 月 31 日までに給与支払報告書を提出していただき、その後、5 月 31 日までに各市町村から「特別徴収税額決定通知書」が送付されますので、同通知に基づき特別徴収（給与天引き）を開始していただきます。（地方税法第 317 条の 6、第 321 条の 4）

年度の途中に入社した従業員については、切替申出書を提出することで、普通徴収から特別徴収へと切り替えることができます。なお、既に特別徴収（給与天引き）されている事業所は従前どおりですが、平成 31 年度以降は、希望による普通徴収（個人納付）は認められず、答 4 に該当する従業員のみ普通徴収が認められます。

問 11 : 天引きする税額を計算しなければならないのですか？天引きした税額をどのように納入すればよいのですか？

答 11 : 5 月 31 日までに各市町村から特別徴収義務者（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。「特別徴収税額決定通知書」には、6 月から翌年 5 月までに徴収すべき個人住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から「特別徴収税額決定通知書」に記載された月割額を天引き、翌月の 10 日までに、金融機関等を通じて各市町村に納入していただきます。

納入は、特別徴収税額決定通知書に同封している「納入書」に、必要事項を記入の上、各市町村が指定する金融機関等で納入してください。（個人住民税特別徴収の事務手引き P12「納

入先一覧」参照)

※中国地方5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、納入を希望されるゆうちょ銀行・郵便局へ「指定通知書」を提出する必要があります。「指定通知書」については、各市町村にお問い合わせください。

問 12: 給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等した場合の手続きはどうなりますか？

答 12: 退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。

異動届出書については、異動が生じた翌月の10日までに各市町村へ提出をお願いします。
(地方税法第321条の5第3項、地方税法施行規則第9条の5)

問 13: 年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなりますか？

答 13: 毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた従業員が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただき、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの税額は普通徴収(個人納付)の方法により納付していただくこととなります。(地方税法第319条の2)

ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による納入となります。

- ① 退職後に再就職し一定期間内に従業員が引き続き転職先からの特別徴収(給与天引き)を希望した場合(地方税法第321条の4第5項)
- ② 6月1日から12月31日までに退職等をした場合(※)で、従業員本人から残りの税額を特別徴収の方法でまとめて天引きしてほしいとの申出があった場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合で、元の勤務先から5月31日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合(地方税法第321条の5第2項)

(※納税義務者本人の申出がなくても、元の勤務先から5月31日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収(給与天引き)しなければなりません。)

問 14: 個人住民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届出書を提出する必要がありますか？

答 14: 個人住民税が非課税(天引きするべき税額がゼロ)の従業員が異動した場合でも特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出が必要ですので、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。(年度の途中で税額が生じた場合、異動した従業員の税額変更通知を事業所に通知してしまうこととなります。)(地方税法第321条の5第3項)

問 15: 毎月の税額が変わることはないですか？

答 15: 個人住民税は前年の所得に対して計算していますので、税額が変わることは基本的にありません。ただし、従業員の方が申告期限後に確定申告を提出したり、扶養親族等の状況を後

から変更した場合などにより、個人住民税を再計算した結果、税額が変わる場合があります。

このような場合は、特別徴収（給与天引き）が済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りいたします。また、還付が生じる場合については、納めていただいた税額の返金方法などについて後日連絡させていただくことがあります。

問 16：納入場所（金融機関等）が市町村で違っているので、一本化はできないのですか？

答 16：市町村ごとに納入場所を指定しています（個人住民税特別徴収の事務手引き P12「納入先一覧」参照）ので、市町村ごとに指定された金融機関等で納めてくださいますようお願いいたします。

問 17：所得税の源泉徴収額の納入は、e-Tax を利用した電子納税ができますが、個人住民税の特別徴収税額の納入には電子納税はできないのですか？

答 17：平成 31 年 10 月に導入する地方税共通納税システムにより納税可能です。それまでは、電子納税を利用できる市町村はありませんので、市町村ごとの納入書により金融機関等で納めてくださいますようお願いいたします。

問 18：間違った税額で納めたり、納めるのを忘れた場合はどうなりますか？

答 18：納入した税額に過不足があった場合は、差額について確認の連絡をします。納期限を過ぎて納入された場合は、納入した税額と納期限から経過した日数によっては延滞金がかかってしまうことがあります。

収納を担当する課等から督促状等をお送りして連絡しますが、納入忘れのないよう納期限までに納めてください。

3 疑問点等について

問 19：今まで特別徴収（給与天引き）しなくてもよかったのに、どうして特別徴収しなければならなくなったのですか？

答 19：所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、個人住民税を特別徴収しなければなりません。（地方税法第 321 条の 4）

新たな法令改正などがあったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業主については特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

このため、島根県では、県と県内すべての市町村が連携して、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組むことにしたところです。

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解をお願いします。

問 20：従業員が少ないし、経理事務の負担も増えるので特別徴収（給与天引き）はしたくないのですが？

答 20：従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収（給与天引き）を行わないことは認められていません。

個人住民税の特別徴収は、市町村から通知された特別徴収税額を毎月の給与から天引きし、それぞれの市町村に納入していただくこととなりますが、所得税の源泉徴収のように、税額計算や年末調整等の事務は必要ありません。

法令に基づき、個人住民税の特別徴収を適正に実施するため、ご理解をお願いします。

ただし、普通徴収の要件に合致する場合、給与支払報告書の「普通徴収切替理由」欄に人数を記入していただくとともに、個人別明細書の摘要欄に「記号」又は「略語」を記載することで普通徴収とすることができます。該当理由の確認ができない場合は、すべて特別徴収の取り扱いとなります。

問 21：他の都道府県では普通徴収が認められているのに、どうして島根県だけ特別徴収（給与天引き）をしなければならないのですか？

答 21：他の都道府県のことは分かりませんが、特別徴収義務は法令に基づいて特別徴収義務者に指定された事業主に課せられるものですので、そのことをご理解いただき、適正な特別徴収を行ってください。

なお、国（総務省）からも個人住民税の特別徴収の適切な運用について通知されており、全国的にも特別徴収の推進に向けた取組が実施されています。

問 22：従業員の就職・退職が頻繁にあるので、事務が繁雑になるのですが・・・？

答 22：特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられています。就職や退職が多いことを理由に普通徴収（個人納付）とすることはできません。

問 23：今回、対象とする事業所の範囲を従業員 3 名以上とする理由は何ですか？

答 23：本来は、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべて特別徴収（給与天引き）を実施していただくのが原則ですが、県内には多数の事業所があり、従業員 1～2 名の小規模事業所に至るまで広く制度のご理解を得るには相当の時間を要すると考えられるところです。このため、事業所の規模に応じて段階的に特別徴収（給与天引き）への切り替えを進めることとし、当面は、従業員 3 名以上の事業所を対象としたものです。

問 24：従業員数が 2 名以下の事業所は特別徴収（給与天引き）しなくてもよいのですか？

答 24：従業員数が 2 名以下の事業所であっても、法令どおり特別徴収（給与天引き）していただくことが原則であることには変わりはありませんが、給与支払報告書の「普通徴収切替理由」欄に人数を記入していただくとともに、個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由を記入

していただくことで普通徴収（個人納付）とすることができます。

問 25：特別徴収（給与天引き）を拒否したらどうなるのですか？

答 25：地方税法第 321 条の 5 の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。

したがって、特別徴収（給与天引き）を拒否した結果、納期限を超過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第 331 条に基づく滞納処分を行うこととなります。

また、地方税法第 324 条第 3 項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は 10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こともあります。

4 給与支払報告等の手続について

問 26：個人別明細書の摘要欄へ普通徴収（個人納付）の該当理由を記入しなければならない根拠は何ですか。

答 26：所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収（給与天引き）することが地方税法（第 321 条の 4）及び市町村条例で義務付けられており、一定の基準に該当しなければ普通徴収（個人納付）とすることはできません。

市町村が普通徴収の基準に該当するかどうかを審査するために、該当理由をご報告いただくことにしたものですので、該当理由の確認ができない場合は法令どおり特別徴収として取り扱わせていただきます。

問 27：普通徴収の対象となる従業員について、個人別明細書の摘要欄への普通徴収該当理由の記入を忘れた場合はどうなるのですか。

答 27：原則として、特別徴収（給与天引き）として取り扱われますので、お気づきになられた場合は、該当の市町村にご連絡をお願いします。（P12「県・市町村お問い合わせ先」参照）

問 28：給与支払報告はエルタックスで提出しているが、別に市町村あてに普通徴収切替理由書を送付しなければならないのですか。

答 28：エルタックス又は記録媒体でご提出いただく場合は「普通徴収切替理由書」を別に送付いただく必要はありませんが、「普通徴収」欄にチェックしたうえで、個人別明細書の摘要欄に必ず普通徴収該当理由を入力してください。

現在、エルタックス又は記録媒体では、「普通徴収」欄にチェックするだけで普通徴収の扱いとなっていますが、今後は個人別明細書の摘要欄に普通徴収の該当理由の記載（入力）がなければ、特別徴収として取り扱いますので、ご注意ください。

問 29：給与以外に農業などの所得がある場合は、すべての所得について特別徴収（給与天引き）をしなければならないのですか。

答 29：原則として、給与所得とそれ以外の所得を合算した額について、特別徴収（給与天引き）していただきます。

ただし、確定申告の際、確定申告書の「住民税に関する事項」欄中「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に「自分で納付」に○を記入して申告していただいた場合は、給与所得は特別徴収（給与天引き）に、その他所得は普通徴収（個人納付）になります。

具体的には、各市町村によって取り扱いが異なる場合がありますので、詳細は各市町村にお尋ねください。（P12「県・市町村お問い合わせ先」参照）

<根拠法令>

【特別徴収（給与天引き）の根拠】

地方税法

（給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収）

第 321 条の 3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第 321 条の 4 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第 321 条の 5 の 2 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」という。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

市町村条例(例)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第 45 条 前条第一項から第三項までの規定による特別徴収に係る市町村民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者(中略、他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第五項の規定による特別徴収に係る市町村民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

所得税法

(源泉徴収義務)

第 183 条 居住者に対し国内において第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第 184 条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【特別徴収義務者の義務と罰則規定等】

地方税法

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第 321 条の 5 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(市町村民税の脱税に関する罪)

324 条第 3 項 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六(第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によって徴収

して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(給与支払報告書等の提出義務)

第 317 条の 6 一月一日現在において給与の支払をする者 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。) で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによって、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

317 条の 7 前条の規定によって提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

<県・県内市町村お問い合わせ先>

この取組（平成31年度からの個人住民税の特別徴収の県内一斉実施）に関するお問い合わせ先		
担当課	電話番号	所在地
島根県総務部税務課納税グループ	0852-22-6830	〒690-8501 松江市殿町1

個人住民税の具体的な手続に関するお問い合わせ先（各市町村 住民税担当課）			
市町村名	担当課	電話番号	所在地
松江市	市民税課	0852-55-5151	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	税務課	0855-25-9232	〒697-8501 浜田市殿町1
出雲市	市民税課	0853-21-6898	〒693-8530 出雲市今市町70
益田市	税務課	0856-31-0609	〒698-8650 益田市常盤町1-1
大田市	税務課	0854-83-8022	〒694-0064 大田市大田町大田口1111
安来市	税務課	0854-23-3041	〒692-8686 安来市安来町878-2
江津市	税務課	0855-52-7931	〒695-8501 江津市江津町1525
雲南市	税務課	0854-40-1034	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1
奥出雲町	税務課	0854-52-2671	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037
飯南町	住民課	0854-76-2213	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880
川本町	町民生活課	0855-72-0632	〒696-8501 邑智郡川本町大字川本271-3
美郷町	住民課	0855-75-1213	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168
邑南町	税務課	0855-95-1193	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	税務住民課	0856-74-0069	〒699-5292 鹿足郡津和野町日原54-25
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	住民生活課	08514-2-0858	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490
西ノ島町	町民課	08514-6-0103	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷534
知夫村	総務課	08514-8-2211	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	税務課	08512-2-8574	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1

●詳しくは県ホームページで

島根県 特別徴収

検索

平成30年1月発行